

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定人材のU・Iターンの促進及び就労の促進を図ることを目的として、町に居住し、特定施設等に就労する特定人材の資格を有する者に対し、予算の範囲内において箕輪町U・Iターン応援特定人材就労奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定人材 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条に規定する社会福祉士及び介護福祉士並びに保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条に規定する看護師並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士をいう。
- (2) 特定施設等 次に掲げる施設及び事業所をいう。
 - ア 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う町内のこども発達支援事業所
 - イ 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う町内の地域子育て支援拠点施設
 - ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う町内の事業所内保育施設
 - エ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業を行う町内の病児保育施設
 - オ 児童福祉法第39条第1項に規定する町内の保育所
 - カ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する町内の病院及び伊那中央行政組合病院事業の設置等に関する条例（平成11年伊那中央行政組合条例第3条）第2条に規定する病院
 - キ 医療法第1条の5第2項に規定する町内の診療所
 - ク 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する町内の障害者支援施設
 - ケ 長野県が指定する障害児通所支援事業を行う町内の障害児通所支援事業所
 - コ 長野県又は町が指定又は許可する介護サービスを提供する町内の介護保険事業所
- (3) 常勤 週30時間以上の勤務で社会保険及び雇用保険の被保険者をいう。

- (4) Uターン加算 過去に箕輪町の住民基本台帳に記載されたことがあり、かつ、町内に2親等内の親等が居住している場合に対象となる加算をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 上伊那区域外に居住の実態を有していた者
- (2) 前条第2号に規定される特定施設等に特定人材として常勤で就労している者
- (3) 町に住民登録のある者
- (4) 町に納付すべき町税等を滞納していない者
- (5) 過去にこの要綱による補助を受けたことがない者
- (6) 箕輪町暴力団排除条例（平成23年箕輪町条例第15号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は警察当局から排除要請のない者

2 前項の規定に関わらず同一法人の経営する特定施設等間の勤務地異動によって前項第1号から第3号までの要件を充たす場合は除くものとする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、20万円とする。

2 交付対象者が、女性の場合又はUターン加算の対象となる場合は、それぞれ10万円を加算するものとする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 交付対象者は、特定施設等での勤務開始日から1年以内に箕輪町U・Iターン応援特定人材就労奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 居住の実態が上伊那区域外にあったことを証する書類の写し
- (3) 雇用証明書（様式第2号）
- (4) 特定人材の資格を証する書類の写し
- (5) 戸籍謄本（Uターン加算の対象者のみ）
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び確定)

第6条 町長は、前条の規定による申請及び実績報告の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、奨励金の交付を決定及び確定し、申請者に通知する。

(奨励金の請求)

第7条 交付対象者は、補助金の交付を請求するときは、箕輪町U・Iターン応援特定人材就労奨励金請求書(様式第3号)により、町長に請求するものとする。

(就労状況の報告)

第8条 交付対象者は、前条の規定に基づき勤務開始日から3年間、毎年3月末までにその直近1年間の就労状況に関して雇用証明書(様式第2号)により町長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し及び奨励金の返還)

第9条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、奨励金の交付の決定及び確定を取り消し、既に交付された奨励金の全部の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 勤務開始日から起算して3年を経過する前に特定施設等を退職した場合。ただし、3年以内の場合も、退職日から1年以内に特定施設等に再就職した場合又は健康上の理由その他相当な理由があると町長が認めた場合を除く。
- (2) 町に住所を有した日から起算して3年を経過する前に町外へ転出した場合
- (3) 前条に規定する就労状況の報告を怠った場合